

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区分	内容等	備考
契約年月日	令和5年9月4日	
契約件名	令和5年度監査契約 一式	
契約金額	9,350,000円	
契約の相手方	東京都千代田区丸の内3-2-3 有限責任監査法人トーマツ	
問合せ先	財務部経理課経理係 TEL 029-864-5153	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契約の概要	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条に基づき行う会計監査人による財務諸表等の監査契約を締結するものである。	
随意契約の理由	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条に基づき、会計監査人として文部科学大臣の選任を受けたため、契約の相手方として同監査法人を選定したものである。	